

2021.9.7

提案 博物館法の目的・定義・事業（第1条～第3条）に係る改正の方向

佐々木秀彦

1. 法律の目的（第1条）に関して

○現行の博物館法は、法律の制定により、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としている。

○今後は、第1条に、劇場法の前文的な要素を加え、博物館に求めら社会的役割を明記したうえで、法律を制定する目的を述べる。このことにより、博物館は、どんな役割を負い、そのことで社会に何をもたらすかを明示し、国民に博物館の存在意義を伝える。

○審議経過報告で、これから博物館に求められる役割として示したことは以下のとおりとなる。

<博物館に求められる役割>

「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育む。

「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

こうした役割が期待される博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、社会教育法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定める、としてはどうか。

2. 博物館の定義（第2条）に関して

（1）設置主体

○現行は、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人」。設置主体の多様化に対応できていない。今後は、法人による設置を要件とし、対象を以下のとおり拡大してはどうか。国立、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、国公立大学法人、学校法人、営利法人、公益法人、NPO 法人、組合。

○現行法でも国際的にも、博物館は非営利機関であること前提である。営利法人である株式会社等が設置・運営する博物館を対象とすることについては、館種別団体のヒアリングでも見解が分かれた。水族館は、株式会社が設置・運営していたとしても、博物館法の要件に則り、公益性を発揮しており、登録制度の対象となることを望んでいる。その一方で、美術館には、営利法人に対する警戒感がある。特に商業画廊（コマーシャル・ギャラリー）とは明確に区分すべきという声が強い。

○営利法人においても、公益性の高い活動をしていれば、登録博物館の対象としてはどうか。ただし、登録審査において、施設と設置主体を切り離し、施設運営に係る収支をみて、収益を施設運営に回すなど、使途を明確にする等の対応を行う。また、営利組織が設置運営する施設は、登録博物館となっても税制上の優遇措置の対象にはならないなど、公益性・公平性を維持するための運用は必要である。

(2) 登録の有無

○現行では、博物館法上の博物館は、「次章の規定による登録を受けたものをいう。」としており、博物館法の対象となる博物館は登録博物館に限定される。現行法はいわば「登録博物館法」である。このことにより、博物館法上の博物館の設置主体は「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人」に限定される。

○法制制定時より、設置主体が多様化しているが、設置主体を限定しているため、国を代表する国立館が登録博物館になれない。公立博物館においては、教育委員会が所管ではない首長部局所管の施設は登録博物館とはならため、同じ公立博物館でも所管の違いにより、登録か否かが異なる。このよちに利用する国民にとってわかりにくい制度となっている。

○また、設置主体が登録制度の対象となっても、登録博物館となってもメリットがないとして、登録申請しない博物館は少なくない。

○その結果、登録博物館は、博物館全体の16%にすぎない。博物館法に則った博物館＝登録博物館という、法制制定時の建付けは現状と乖離しており、現行の登録制度は破綻している。

○現行法のもとでは、博物館法上の学芸員は登録博物館で学芸員として発令されている者に限定される。相当施設や類似施設で学芸員として配置されている職員は、学芸員有資格者が学芸業務に従事しているにすぎず、博物館法上の学芸員ではない。いわば「学芸員相当職員」、「学芸員類似職員」が大多数を占める状態となっている。

○設置主体が多様になった現状に即するため、今後は、「博物館法に則った博物館＝登録博物館」とはせず、法律上の博物館の対象を広げ、博物館の定義、事業等に照らして、法律の要件を満たしているかどうかで判断してはどうか。図書館法、劇場法には登録制度はなく、法律上の図書館、劇場・音楽堂か否かは、法律の定義、要件に適合しているかどうかで判断される。

○「博物館法に則った博物館＝登録博物館」とはしないことにより、これまで相当施設、類似施設となっていた多くの博物館が、博物館法上の博物館という位置付けとなる。これによって、博物館法は、これまで法律上の博物館から疎外されてきた博物館の設置運営の拠り所として位置づけられる。博物館の公共性の発揮という点から国民にとって望ましい。

○博物館法上の博物館については、悉皆調査を5年に一度定期的に行うなどして台帳を整備し、現状を把握

する。調査については教育委員会の負担にならないよう第三者組織が行うことにしてはどうか。

○なお、登録制度については、これまで議論されているよう、新たに「認証制度」として、一定水準の公益性を發揮できるよう基礎的な条件を満たした施設について、公的支援を得る資格が得られるような制度に転換する。博物館法上の博物館を法律の要件を満たす施設とすることで、多くの博物館に対して新たな認証博物館に道を開くという意味がある。

(3) 資料分野

○現行法では「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し」と資料の分野を例示している。ヒアリングでは文学館から、この例示に文学を入れるよう要望が出ている。個別の学問分野を例示すると、明記されていない分野に関する施設から要望が出るのは当然であろう。とって各分野の要望に応じ、例示を増やし続けていくと際限がない。

○今後は、個別の学問分野を例示せず、より包括的に記述し、例えば「人文社会、芸術、理工学、生物等」とする。あるいは、ICOMの現行の博物館定義にならい、より抽象化し「有形、無形の人類の遺産とその環境に関する資料」としてはどうか。

(4) 機能

○現行法では、「資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」として、博物館の機能を提示している。

○今後は、より明確に理解できるよう、「資料の収集・保管（育成を含む）、公開・教育、調査研究を行う機関」と端的に表す。

また、現行法では諸機能を示し、これを行うことを博物館の「目的とする」としているが、機能を自己目的化するよう受けとられ、博物館の存在意義について誤解を招く。先に提案したように、博物館の目的は、社会的な役割として第1条で明示する。

(5) 「公立博物館」「私立博物館」の区分

○現行法では、「公立博物館」「私立博物館」の区分のみで「国立博物館」は対象外となっている。

○今後は、「国立博物館」「公立博物館」「私立博物館」として、「国立博物館」については、章を立て、国立博物館のなかで国を代表する施設については、ナショナルセンターとしての役割が期待される旨を記載する。また、公立博物館の章には、都道府県、政令都市が設置した博物館で一定の規模の施設は、地域の拠点施設としての役割を期待する旨を記載し、今後のネットワーク形成につなげるようにしはどうか。

3 博物館の事業（第3条）に関して

（1）資料の例示（第1項1）

○現行法は、「実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料」と例示している。「フィルム、レコード」はこれからの時代にそぐわない。

○今後は、第2条第3項を受けて、「フィルム、レコード」に代えて「電磁的記録」としてはどうか。

（2）資料の利用（第1項2）

○現行法は、「一般公衆」に対して博物館資料の利用に関することを述べている。「一般公衆」という言い方は、為政者、統治者として被統治者を上から見る意味合いが感じられる。

○劇場法のように中立的に「人々」としてはどうか。

（3）調査研究（第1項4・5）

○現行法は、「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと」としている。資料に関することとすると、調査研究の範囲が限定され、博物館の調査研究の対象として実態を反映していない。

○今後は、「博物館資料、およびその関連分野」として幅を広げ、実態に則すべきである。

○また、「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと」としているが、これは博物館学の研究を指している。

○そのことを明示して、「博物館資料の保管及び展示等に関する博物館学研究を行うこと」としてはどうか。

（4）刊行物の例示（第1項7）

○現行法は、「博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること」としている。

○ウェブサイトにてデータをアップすることを想定して「及び公開・頒布すること」としてはどうか。

(5) 行事の例示 (第1項7)

○現行法は、「博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること」としている。開催するプログラムに「博物館資料に関する」という限定があり、実態を反映していない。

○今後は、調査研究と同様に、「博物館資料、およびその関連分野」として幅を広げ、実態に則すべきである。

(6) 社会課題への対応 (第2項)

○現行法は、「博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない」としている。

○この文脈の延長として、博物館のもつ潜在的な力を活かすよう「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・機関と連携し、社会や地域における様々な課題に対応することに留意する」といった取組みに言及してはどうか。